

平成 26 年 9 月 11 日

金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見の提出について

平成 26 年 8 月 11 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

No.	該当箇所	意見等	理由等
1	監督指針 Ⅲ-2-3-2-6(5) ②	必ずしも改正監督指針案Ⅲ-2-3-2-6(5)②イからニに例示列挙された事由又はそれに準じる事由に該当しない場合でも、「やむを得ない理由」に該当するか否かは、個別具体的な事例に即して柔軟に判断されとの理解でよいか。	本改正の趣旨は、金融審・銀行規制等WG報告書の「個別具体的な事例に即し、柔軟な対応を行うことが(中略)可能となるよう、バスケット条項を設けることが適当」(p9)との提言に対応したものと理解。その趣旨からすれば、イからニは、典型的事例を例示列挙したに過ぎず、これに該当又は準じる事由に該当しない場合でも、限度超過が承認される場合があると考えため。
2	監督指針 Ⅲ-2-3-2-6(5) ②二	「組織再編や金融グループ内のビジネスモデルの再構築を実施する場合等であって」とあるが、当該文言には、改正監督指針の施行前までに実施した組織再編や金融グループ内のビジネスモデル再構築も含まれるとの理解でよいか。	確認のため。
3	監督指針 Ⅲ-2-3-2-6(5) ②二	改正監督指針案Ⅲ-2-3-2-6(5)②二には、組織再編等に伴う一時的な限度超過のみならず、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合であって、銀行の健全性に支障が生じないと認められる場合は、恒常的な限度超過も含まれるとの理解でよいか。	確認のため。
4	監督指針 Ⅲ-2-3-2-6(5) ②二	特定のストラクチャーに対する持分が信用供与等限度額を超過している場合であっても、当該ストラクチャーの裏付資産が十分に分散しており、分散してポートフォリオを自行で保有しているのと実質的にかかわらないと考えられるような場合は、承認の対象になりうると考えてよいか。	確認のため。
5	その他	改正後の銀行法施行規則等にもとづく報告の初回提出期限について、現段階での想定があれば、明示いただきたい。 また、報告の頻度、先数等は現行どおりとの理解でよいか。	確認のため。